

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

加算の算定に当たっては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下、「算定届」)」を提出する必要がある。年度の入れ替わる時期は、特に職員体制等に変更が生じることが想定されるが、加算の適用状況に異動が生じる場合は、遅滞なく届け出ること。

なお、新たに加算を算定する場合は、事前の届出が必要となる。提出時期と適用日は以下のとおりとなるので留意すること。

【訪問通所サービス、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、指定居宅介護支援関係】

適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、**届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月以降から適用**が可能となる。

※ 訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算については、届出が受理された当日から適用

- 〔例〕 3月15日に算定届が受理 → 4月1日から適用が可能
- 3月16日に算定届が受理 → 5月1日から適用が可能

※ R6報酬改定に係る変更で
4月から変更を希望する場合は
4月1日まで受付いたします。

【短期入所サービス、特定施設入所者生活介護、施設サービス等関係】

新たに加算を算定する場合、**届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)以降の適用**となる。

- 〔例〕 4月1日に算定届が受理 → 4月1日から適用が可能
- 4月2日に算定届が受理 → 5月1日から適用が可能

これ、基準を満たしているかな？と思ったら…

- ▶ 運営基準（赤本）、費用算定基準（青本）、その他厚労省通知の確認

- ▶ 令和6年度介護報酬改定関連通知

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

- ▶ 厚労省ホームページ（上段）やWAM-NET（下段）に掲載のQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

<https://www.wam.go.jp/wamappl/R3kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&qn=&tn=&pc=1>

- ▶ 兵庫県の手引き（県指定の居宅サービス関連）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000009.html

その他、参考URL

- ▶ 介護保険最新情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

- ▶ ケアプランデータ連携システム ヘルプデスク

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

- ▶ ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム（LIFE）の利活用に関する事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001103589.pdf>

- ▶ 兵庫県国保連返戻等事例集

<https://www.kokuhoren-hyogo.or.jp/medical/care/index8.html>

【芦屋市からのお願い】

- ▶ 各種基準やQ&A等を一度ご確認いただいたうえでご質問いただきますよう、ご協力をお願いします。
- ▶ ご質問内容によっては国や県への照会が必要となり、ご回答までにお時間をいただくことがあります。
- ▶ 回答をお急ぎの場合はその旨をお伝えください。
- ▶ 人員・設備・運営基準は監査指導課、加算等の費用算定基準は高齢介護課が受付窓口です。

実務者研修・介護職員初任者研修の受講費用の一部を補助します！

新たな介護人材の確保および介護職員の資質の向上を図ることを目的とし、補助対象の研修の受講費用の一部を補助します。

【補助対象】

- ①市内の介護保険サービス事業所等に勤務中もしくは勤務予定であり、過去1年以内に補助対象の研修を修了した個人
- ②上記の個人に対して受講費の4分の3以上を補助した法人

【補助金の額】

- ①個人

補助対象の研修にかかる受講費の2分の1

- ②法人

補助対象の研修を修了した従業者に対して負担した受講費の3分の2

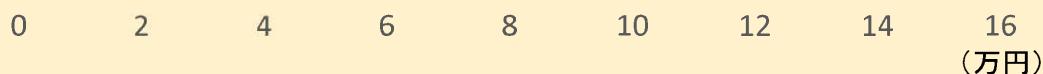
※1 ①個人②法人ともに、初任者研修においての受講費補助額は上限3万円、
実務者研修においては上限6万円となります。

※2 予算額に達し次第、補助は終了となります。

【費用負担例】実務者研修の受講料が16万円の場合

個人への補助

法人への補助



■ 市補助

□ 本人負担

△ 法人負担

△ 個人または法人負担

問い合わせ先

TEL:0797-38-2024

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋市高齢介護課(市役所南館1階22番窓口)

受付時間:9:00～17:30(土日、祝日除く)



生きがい 居場所 健康づくりに
地域で支えあう

ひとやく

ひとり一役活動



ひとり一役活動とは？

登録施設や高齢者居宅等の活動場所で、花の手入れや、話し相手、囲碁・将棋等趣味活動の相手等のボランティア活動を通じて、それぞれが役割をもって活躍していく活動です。
ひとり一役活動を行う人をひとり一役ワーカーといいます。

ひとり一役ワーカーの活動の一部をご紹介します！

登録施設活動

エルホーム芦屋

※取材当時の内容のため、現在は受け入れ休止中の活動もあります。

施設

ワーカーの声

ひとり一役活動をきっかけに、エルホーム芦屋へ行くようになりました。職員やご利用者の方とも顔なじみになり、いろいろなお話をしながら、楽しく活動しています。



『花壇の手入れ』

『レクリエーションの補助』



『洗濯物たたみ』

ワーカーの声
分担して毎日の水やりもしています。

ワーカーは、ボランティア保険に加入しているので、安心して活動できます。花が好きな人、人が好きな人にぴったりの活動です。

施設



『カフェのお手伝い』

東山手高齢者生活支援センター

ワーカーの声

週1回、植栽の水やりをしていましたことがきっかけで、「さくらカフェ」のお手伝いもするようになりました。

懐かしい人と再会したり、活動を通じて顔なじみができたりと、つながりを実感しています。



愛しや



『カフェのお手伝い』

『レクリエーションの補助』



施設

ワーカーの声

ご利用者のみなさんと一緒に歌を歌ったり、歌詞カードの配布をします。この日は夏の歌を歌い、手づくりの波も登場し、盛り上がりしました。

居宅支援活動

『お話し相手』

居宅

足が悪いため外出がしづらく、お一人で過ごすことが多いAさんのお話し相手が活動内容です。

活動は週1回。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、お休みしていた時期もありましたが、活動を再開しました。

ワーカーが訪ねる日のお気持ちをうかがうと、「そりや、うれしいですよ。」と破顔一笑のAさん。支援者の方と3人で、最近のご様子や思い出話、好物の話など、いろいろな話に花が咲く楽しいひとときです。



ワーカーの声

自転車で訪問しているので、雨の日はおやすみですが、いつも楽しくお話ししています。気が合うのかな～。

『飼い犬のお世話』

居宅



Bさんが口を開けたところに、歯のスプレーをシュッと吹きかけます。

Bさんは片麻痺がありますが、介護保険サービスでは飼い犬のことは頼めず、歯のお手入れができないことに困っていたところ、担当のケアマネジャーからひとり一役活動を紹介されました。

最初は歯のお手入れだけの活動でしたが、何度か訪問するうちに仲良くなり、今はお散歩にも行っています。

「来てくれて本当に助かるよ」と、うれしそうにお話してくださいました。

ワーカーの声

コロナの影響で、なかなか友人とも会えない中、週2回の活動は、私たちにとっても癒しの時間になっています。



『お話し相手』

居宅

コロナ禍の中で外出の機会がめっきり減って体力が落ち、一人での外出が難しくなってきたCさんのお話し相手として、月2回訪問しています。時間は毎回60分。多趣味で、お話上手なCさんとの時間は、あっという間に過ぎていきます。Cさんからも、「いい人には会えてうれしいです。いつも楽しみにしています。」と、うれしいお声をいただいています！

ワーカーの声

同年代なので、昔の芦屋や懐かしい映画、音楽の話など、話題が尽きません。博識なCさんとのお話はどちらも勉強になります。



居宅



受け取ったゴミ袋を、ゴミステーションまで運びます。

ワーカーの声

毎週1回の活動ですが、自分の家のゴミ出しのついでに活動しているので、負担に感じることはありません。

お身体が悪く、ご自身ではゴミ出しができない方なので、お役に立てるのがうれしいです。

『ゴミ出しのお手伝い』

活動先は、おひとり暮らし世帯です。病気で足腰が悪く、自宅の前に階段があるため、ゴミ出しに困っており、担当ケアマネジャーの紹介で、ひとり一役活動の受入登録をされました。

週2回、燃やすゴミの日があるため、現在は、2人のワーカーが曜日ごとに担当して、収集時間に間に合うようにゴミ出しのお手伝いをしています。

ひとり一役活動の流れ

申請

事務局へ「芦屋市ひとり一役ワーカー登録申込書」を提出
ひとり一役ワーカーの登録は、18歳以上で活動ができる方が対象です。
※登録申込は年度途中に随時、いつでも申し込むことができます。



登録

事務局から活動説明
兵庫県ボランティア・市民活動災害共済（ボランティア活動保険）への加入
(自己負担500円)
「芦屋市ひとり一役ワーカー活動手帳」の交付



マッチング

- 登録施設での活動
一覧表の中から活動先を探す
初めて希望する活動は事務局に申し出、2回目以降は直接受入機関へ申し出
- 高齢者の居宅での活動（居宅支援活動）
事務局からの依頼を受けて活動



活動

- ひとり一役活動を行いスタンプの押印をもらう（1日につき2個まで）
- 登録施設における30分以上1時間30分未満のひとり一役活動 1個
 - 登録施設における1時間30分以上のひとり一役活動 2個
 - 高齢者の居宅（在宅支援活動）での1回のひとり一役活動 1個



交換

スタンプの個数に応じてポイントを換金（上限5,000円）
ポイント換金は年1回（活動年度の3月1日から受付できます。）

注意



- ※専門的な技術を要する活動、衛生管理上の問題が生じる活動、危険を伴うと判断する活動はありません。
- ※活動のマッチングに時間を要する場合や、条件に合うものが見つからないことがあります。
- ※活動内容についてご不明な点がありましたら、事務局までお問い合わせください。

事務局 芦屋市社会福祉協議会

〒659-0051 芦屋市呉川町14-9
芦屋市保健福祉センター2階
TEL: 0797(32)7525 FAX: 0797(32)7538
Mail:hitori@ashiya-shakyo.com
受付時間：土・日・祝日を除く平日 午前9時～午後5時30分